

令和7年度 前橋市立元総社小学校いじめ防止基本方針

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。本校では、児童の尊厳を保持する目的のもと、いじめ防止対策推進法第13条の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、元総社小学校いじめ防止基本方針を策定する。

1 学校いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法第2条）

(2) 本校の基本的な考え方や方針

学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策委員会を中心として、全校一致の協力体制で、市教育委員会等の関係機関と適切に連携しながら、いじめ防止対策を推進し、児童が明るく元気に学べる学校づくりに努める。

- ① 「いじめは、どの学級にもどの子供にも起こりうる」という危機意識をもち、子供達一人一人に、いじめをしない、いじめを許さない心情を育てるとともに、学校全体にいじめに向かわない雰囲気醸成されるよう、自己有用感や自己肯定感を育み、互いを認め合えるような温かな人間関係を築いていく。
- ② 日常観察や定期的なアンケートを通して、日頃から子供達一人一人の実態をきめ細かく把握し、いじめの兆候を見逃さず、いじめの未然防止、早期発見に努める。また、いじめが発生した場合には、情報を共有し、迅速かつ適切にチームで対応する。
- ③ 学校と家庭・地域が連携し、適切な情報の提供や共有・支援・助言を行う。

(3) めざす児童像

<学校教育目標> 「心豊かで 自ら学ぶ たくましい子の育成」

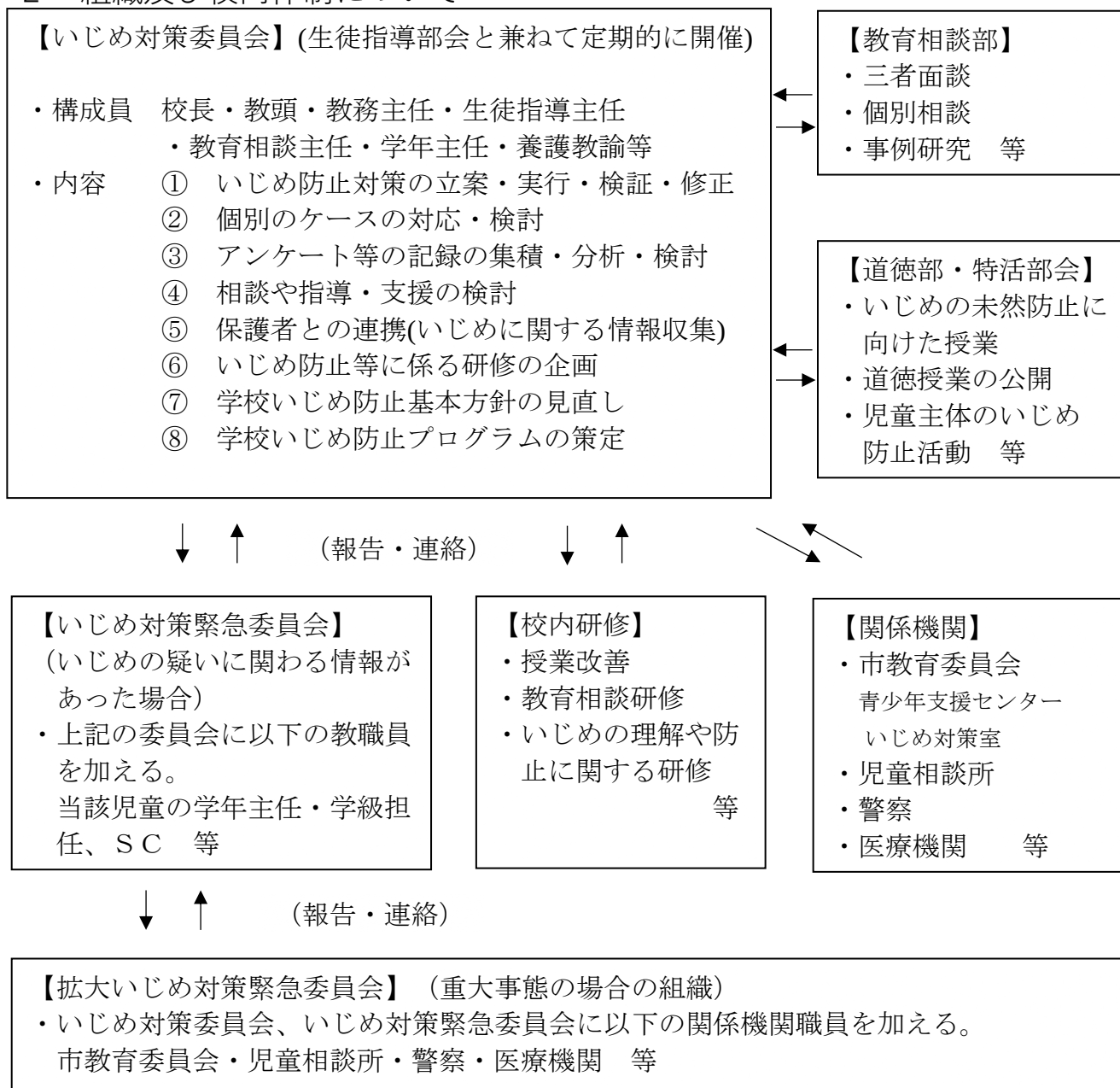
<具体目標> 「思いやりのある子の育成」

「いじめをしない、させない、見逃さない児童の育成」

<いじめ防止のためのめざす児童像>

- ・ あいさつができる子
- ・ 相手の気持ちが考えられる子
- ・ 自分の気持ちを伝えられる子
- ・ 課題を見つけ解決できる子
- ・ 学んだことを生活に生かせる子
- ・ 基本的な生活習慣を身に付けた子
- ・ いじめをしない、許さない子

2 組織及び校内体制について



3 いじめの未然防止について

(1) 基本方針

本校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を基盤とし、以下の方針のもと児童の主体的ないじめ防止活動を推進し、児童一人一人に自己有用感をもたせ、いじめの未然防止に努める。

- ・ 児童相互、教師と児童の信頼関係を構築し、好ましい人間関係づくりを目指す。
- ・ 児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。(いじめゼロに向けての話し合い及び取り組みの実施、成果の報告、あいさつ運動等)
- ・ 一人一人に確かな学力を身に付けさせるための「わかる授業」の実践とともに、望ましい学習習慣の確立を行う。
- ・ 道徳や特別活動の充実を通して、思いやりの気持ちをもち相互に支え合う集団づくりや、よりよい人間関係を築く力やコミュニケーション能力の育成など、いじめ防止に関する指導に積極的に取り組む。

- ・携帯・インターネット上のいじめに関する情報提供を行うなど、保護者や地域に対して啓発活動を行う
- ・特別な支援が必要な児童について適切に理解したうえで、一人一人を大切にした指導に当たる。

(2) 年間計画

【PLAN】	・学校いじめ防止基本方針の策定 ・いじめ対策委員会の設置 ・実態把握（いじめアンケートの実施） ・年間指導計画の作成（SC活用計画、いじめの防止活動計画等）
【DO】	・個別面談、教育相談の実施 ・いじめ防止関連授業の実施 ・児童主体のいじめ防止活動の実施 ・人権週間の実施 ・情報モラル講習会（高学年児童・保護者・教職員） ・教職員のいじめ認知及び基本方針等に関する校内研修の実施
【CHECK】	・以下の方法による本年度の取組の振り返り *いじめアンケート *地域の健全育成活動における児童の様子 *学校経営評価 *学校運営協議会での評価 等
【ACTION】	・次年度における重点指導項目の検討と改善

(3) 保護者・地域・他校との連携

- ・学校いじめ防止基本方針について、学校だよりやホームページで公開し、家庭や地域への周知を図る。また、家庭での些細な児童の変化について、学校への連絡を依頼する。
- ・学校運営協議会やサポート会議において、本基本方針について伝え、地域において児童の気になる言動を見かけた際には学校に連絡するなど、協力を依頼する。
- ・元総社地区の小中学校で連携し、同一步調で生活習慣や学習習慣の形成に努める。また、いじめ防止子ども会議等により小中の交流を図り、中学入学が不安なくスタートできるようにする。

(4) 校内研修

- ・学級活動を中心に、学級内での問題を自分たちで主体的に解決する過程を通して、「よりよい人間関係作り」を目指すなど、学校全体で話し合いの進め方や合意形成の仕方について研修を深める。
- ・児童主体のわかる授業づくりに向けた授業改善に積極的に取り組み、児童一人一人に充実感や満足感を味わわせ、確かな学力を身に付けさせるようにする。
- ・授業中に、自分の考えを説明したり、相手の考えを聞いたりする活動を積極的に行い、コミュニケーション能力や互いのよさを認め合おうとする態度を養う。
- ・「元小の約束」や「元小の学習の約束」をもとにした組織的な指導により、基本的な生活習慣や学習習慣を形成するとともに、規律正しい態度を育成する。
- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知し、教職員全体の共通理解を図る。

4 いじめの早期発見について

(1) 基本方針

- ・ いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやけんか、ふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい形で行われる傾向があるため、常日頃より児童の言動を細かく観察する。
- ・ いじめにつながる些細な兆候を軽視することなく積極的に認知し、いじめの早期発見に努める。

(2) 児童の些細な変化に気づくための取組

- ・ いじめアンケートの実施（月 1 回）
- ・ いじめチェックリストを活用した日常生活の見取り
- ・ 教職員間の緊密な情報交換
- ・ 教育相談（5 月：全家庭、11 月：全家庭）
- ・ スクールカウンセラーとの連携
- ・ 保護者、地域との日常的な連携

(3) 情報を確実に共有するための取組

- ・ 情報は速やかに管理職、担任、学年主任等に伝える。
- ・ 連絡を受けたら迅速に児童に状況を確認するとともに、保護者との連携を行う。
- ・ いじめ対策委員会において、いじめの状況やこれまでの指導及び今後の対策等について話し合い、組織的な対応を行う。
- ・ 運営委員会や職員会議等を活用し、全職員間で、いじめの状況や対応策等について共通理解を図る。

(4) 情報に基づいた対応の方針

- ・ 正確な事実確認、実態把握に基づき、指導・支援体制を組む。
- ・ 児童の生命、身体、財産等に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに市教委、警察に通報し、適切な援助を求める。

5 いじめに対する対応について

(1) 基本方針

- ・ いじめと思われる言動を認知した場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに管理職に報告し、組織で対応する。
- ・ いじめ被害者の立場を最優先する。いじめた児童に対しては、心に寄り添いながらも毅然とした態度で指導する。傍観者についても善悪の判断をきちんとさせ、反省を促す。
- ・ 事実関係を確認した後、関係する保護者に対しては、速やかに情報を提供し、指導及び支援を行う。
- ・ 必要に応じて、関係諸機関（市教育委員会・児童相談所・警察・医療機関等）と連携し対応を行う。

(2) いじめの発見・通報を受けたとき

- ・いじめと疑われる行為を発見したときには、速やかにその行為を止める。
- ・児童や保護者からいじめの相談や報告があった場合は、話をよく聞き、丁寧に事実関係を確認し、指導に当たる。
- ・いじめを発見した場合は、いじめられた児童の安全確保を最優先し、迅速に指導を行う。問題を教職員一人で抱え込まず、学校全体で組織的かつ継続的に対応する。

(3) いじめられた児童への指導またはその保護者への対応

- ・心の痛みに寄り添い、共感的な態度で本人から事実関係を詳細に聞き取る。
- ・本人が安心して学校生活を送れるようにすることを最優先に考える。
- ・判明した事実関係を保護者に伝え、具体的な対応については、保護者と連絡を取り合いながら進める。
- ・状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て、心のケアに努める。
- ・事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りは継続する。

(4) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・本人から事実関係を詳細に聞き取る。
- ・いじめは、絶対に許されない行為であることを理解させる。また、いじめ行為を受けた児童の心情を伝え、自分が行った行為の重大性に気付かせながら、反省を促すと共に、謝罪の方法について考えさせる。また、いじめた児童の抱える問題にも着目し、継続した対応を行う。
- ・事実関係や学校での取り組みの様子を保護者にできるだけ丁寧に伝える。保護者と連絡を取り合い、適切な助言や支援を継続的に行う。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- ・見て見ぬふりをしたり、はやしたてたり、同調したりする行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・いじめを受けた児童の気持ちを考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させる。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ・市教委のネットパトロールと連携し、関係児童の把握やいじめの事実調査を行う。
- ・教職員のインターネットに関わる研修等を計画し、実態把握に努める。
- ・情報モラル教育の推進と保護者への啓発活動を行う。

6 重大事態発生の場合

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じたと疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な障害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日の欠席を目安とし、一定期間連続しての欠席を含む）ことを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態発生の場合の対応

- ・アンケート調査等による情報収集の実施
- ・市教育委員会への報告と連携した対応組織の構築
- ・いじめの被害者への支援
- ・いじめ被害者の保護者への支援
- ・関係児童への対応と心のケア
- ・関係児童の保護者への対応と心のケア
- ・市教育委員会と連携した地域・報道機関等への対応

7 その他

(1) 評価と改善について

- ・学期末のいじめ防止委員会において学期ごとの評価を行い、いじめ防止活動の改善・充実を図る。
- ・保護者への学校評価アンケートの結果をもとに学校での取り組みを検証し、改善策を検討する機会をもつ。
- ・年度末には、月別アンケートの見直しを図る。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発について

- ・学校だよりや学年、学級通信、懇談会等で、児童が主体的に取り組んでいるいじめ防止活動について知らせる。
- ・関係機関と連携して、高学年児童・保護者を対象に情報モラル講習会を開催し、携帯・インターネット問題に対する啓発に努める。